

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

- 19 令和 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に支給する市長及び都市建設局を担任する副市長の給料月額については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれの給料月額から、市長にあつてはその給料月額に 100 分の 30 を、都市建設局を担任する副市長にあつてはその給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 20 令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間に支給する副市長(前項の副市長を除く。)の給料月額については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その給料月額からその給料月額に 100 分の 10 (総務局を担任する副市長にあつては、100 分の 20) を乗じて得た額を減じた額とする。
- 21 前 2 項の規定にかかわらず、相模原市職員の退職手当に関する条例第 5 条の 9 の規定により市長及び副市長の退職手当の額を算定する場合における給料月額については、第 3 条第 1 項に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る不適切な事務執行に関し、市長及び副市長の給料月額を減額いたしたく提案するものである。

## 議案第 77 号関係資料

### 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

市長及び副市長の給料月額の変額に係る規定の追加

##### (1) 減額する割合及び期間(附則第 19 項及び第 20 項関係)

区分	減額する割合	減額する期間
市長	100分の30	令和2年7月1日から同年9月30日までの間
都市建設局を担任する副市長	100分の20	
上の区分に掲げる副市長以外の副市長	100分の10(総務局を担任する副市長にあっては、100分の20)	令和2年7月1日から同月31日までの間

##### (2) 退職手当の額の算定における給料月額の取扱い(附則第 21 項関係)

市長及び副市長の退職手当の額を算定する場合における給料月額は、減額前の給料月額とするもの

#### 2 施行期日

令和2年7月1日

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める  
条例(平成 24 年相模原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人らいぶらいぶの項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の個人の市民税の控除対象となる寄  
附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、令和元年 12 月  
8 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年 12 月 7 日以前に特定非営利活動法人らいぶらいぶに対して支出され  
た寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)第 13 条の  
2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人ら  
いぶらいぶの項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中  
「令和 4 年 12 月 31 日」とあるのは、「令和元年 12 月 7 日」とする。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の解散に  
伴い、当該特定非営利活動法人に係る規定を削除いたしたく提案するものである。

令和2年度相模原市一般会計補正予算(第4号)

令和2年度相模原市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額389,829,000千円に歳入歳出それぞれ477,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ390,306,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		138,403,457	10,000	138,413,457
	10 国庫補助金	82,446,208	10,000	82,456,208
70 寄附金		76,065	50,000	126,065
	5 寄附金	76,065	50,000	126,065
80 繰越金		2,000,000	416,992	2,416,992
	5 繰越金	2,000,000	416,992	2,416,992
85 諸収入		17,460,501	8	17,460,509
	25 雑入	2,561,868	8	2,561,876
歳入合計		389,829,000	477,000	390,306,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		千円 131,864,280	千円 13,000	千円 131,877,280
	10 児童福祉費	56,590,450	13,000	56,603,450
20 衛生費		27,784,639	50,000	27,834,639
	5 保健衛生費	14,377,581	50,000	14,427,581
35 商工費		89,219,871	414,000	89,633,871
	5 商工費	89,219,871	414,000	89,633,871
歳 出 合 計		389,829,000	477,000	390,306,000

令和2年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額592,000千円に歳入歳出それぞれ28,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ620,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 繰越金		千円 0	千円 28,000	千円 28,000
	5 繰越金	0	28,000	28,000
歳入合計		592,000	28,000	620,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円	千円	千円
		472,980	28,000	500,980
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	472,980	28,000	500,980
歳 出	合 計	592,000	28,000	620,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地区画整理事業費 (令和2年度設定分)	令和2年度から 令和3年度まで	79,000 千円

令和 2 年度相模原市一般会計補正予算(第 5 号)

令和 2 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 9 0 , 3 0 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 1 , 3 3 6 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 1 , 6 4 2 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		138,413,457	1,032,458	139,445,915
	5 国庫負担金	55,270,262	260,136	55,530,398
	10 国庫補助金	82,456,208	772,322	83,228,530
60 県支出金		17,870,012	40,682	17,910,694
	10 県補助金	3,003,729	40,682	3,044,411
80 繰越金		2,416,992	262,796	2,679,788
	5 繰越金	2,416,992	262,796	2,679,788
85 諸収入		17,460,509	64	17,460,573
	25 雑入	2,561,876	64	2,561,940
歳 入	合 計	390,306,000	1,336,000	391,642,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		千円 131,877,280	千円 1,176,300	千円 133,053,580
	5 社会福祉費	50,150,901	30,000	50,180,901
	10 児童福祉費	56,603,450	799,452	57,402,902
	15 生活保護費	24,105,291	346,848	24,452,139
50 教育費		50,938,538	159,700	51,098,238
	5 教育総務費	7,272,157	90,418	7,362,575
	10 小学校費	23,949,318	51,121	24,000,439
	15 中学校費	14,380,248	18,161	14,398,409
歳 出	合 計	390,306,000	1,336,000	391,642,000